

安田ヨリ「本件ハ常識的ニ考ヘラセ大ナル懸
隔アリ」ト豪語ノ意ヲ仄メカシ結局有耶無耶
ニテ打切りトナル

(六) 争議費用並ニ解雇手当

本件ニ就テ安田ヨリ「現在會社ノ窮状ハ諸君
ニ於テモ相当察知セラル、事ト思フ、此費用ノ
支出ハ到底不可能ノ事ナレハ諸君ノ親業ニ
ノ収入料金を以テ充當セラレ、及シ然ラザレハ金
一千円位ハ重役ト相談サンテ見ル考ヘナリ」ト
述ヘズんニ纏ルル処ナリ後日相談スルコト、レ打
切り

(四) 第二日

(一) 職首者ノ数ニ就テ

本件ニ就テ土井ヨリ「職首者ノ数ヲ明示サレ
タシト主張セシハ概本ヨリ「解雇者ノ数ニ就
テハ重役トモ相談セサル可カラス」ト述ヘ何等
具作案ニ入ルヲ得ヌシテ教會セリ

右及申一通一報候也